

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月18日
事業者の氏名又は名称	株式会社誠和運輸(法人番号1470001006865)(代表者 前田雅則)
事業者の所在地	香川県綾歌郡綾川町小野甲383-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡綾川町小野甲383-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年7月24日、8月1日、8月9日に重傷事故を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(4)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月21日
事業者の氏名又は名称	株式会社寒川港湾荷役(法人番号9500001014304)(代表者 石川紀男)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市寒川町4765-50
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市寒川町4765-15
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年8月21日、9月12日に死亡事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(6)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月21日
事業者の氏名又は名称	有限会社四国ロードシステム(法人番号1500002018451)(代表者 真木成親)
事業者の所在地	愛媛県今治市喜田村4丁目3-46
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西条市桑村78
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年8月8日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(4)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月23日
事業者の氏名又は名称	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584)(代表者 和田誠)
事業者の所在地	東京都中央区銀座2丁目12-18
営業所の名称	高松支店
営業所の所在地	香川県高松市春日町字浜免1417-1
行政処分等の内容	事業停止(3日間)及び輸送施設の使用停止(10日車)並びに文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、第25条第1項
違反行為の概要	<p>貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)不当な運送条件による要求を行い公衆の利便を阻害したこと(貨物自動車運送事業法第25条第1項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月23日
事業者の氏名又は名称	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584)(代表者 和田誠)
事業者の所在地	東京都中央区銀座2丁目12-18
営業所の名称	徳島支店
営業所の所在地	徳島県徳島市北島田町2丁目29-16
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、第25条第1項
違反行為の概要	<p>貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)不当な運送条件による要求を行い公衆の利便を阻害したこと(貨物自動車運送事業法第25条第1項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月23日
事業者の氏名又は名称	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584)(代表者 和田誠)
事業者の所在地	東京都中央区銀座2丁目12-18
営業所の名称	高知支店
営業所の所在地	高知県高知市南新田町4-9
行政処分等の内容	事業停止(7日間)及び輸送施設の使用停止(10日車)並びに文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第11条、第17条第4項、第25条第1項
違反行為の概要	<p>貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送約款等の掲示を行っていないこと(貨物自動車運送事業法第11条) (2)不当な運送条件による要求を行い公衆の利便を阻害したこと(貨物自動車運送事業法第25条第1項) (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月23日
事業者の氏名又は名称	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584)(代表者 和田誠)
事業者の所在地	東京都中央区銀座2丁目12-18
営業所の名称	松山支店
営業所の所在地	愛媛県松山市久万ノ台562-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、第25条第1項
違反行為の概要	<p>貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)不当な運送条件による要求を行い公衆の利便を阻害したこと(貨物自動車運送事業法第25条第1項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年1月23日
事業者の氏名又は名称	ヤマトホームコンビニエンス株式会社(法人番号4010001059584)(代表者 和田誠)
事業者の所在地	東京都中央区銀座2丁目12-18
営業所の名称	東予支店
営業所の所在地	愛媛県西条市飯岡3425-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、第25条第1項
違反行為の概要	<p>貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)不当な運送条件による要求を行い公衆の利便を阻害したこと(貨物自動車運送事業法第25条第1項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	5点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。